

2024年8月20日

神戸市長  
久元 喜造 様

神戸市教育委員会  
教育長 福本 靖 様

全教神戸市教職員組合  
執行委員長 飯塚直人

## 2025年度教育環境整備・労働条件改善に関する要求書の提出にあたって

貴職におかれましては、日頃から神戸の子どもたちと教職員に対しさまざまなご配慮をいただき、また教育の充実のために日々ご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

さて、新型コロナ禍における「特別な」3年間を経て、現在学校現場では、アフターコロナが残した爪痕、傷跡の対応に追われています。

どこに行くにも常にマスクの着用を強いられた子どもたちは、自分の意思を相手に伝える経験も、相手の表情から気持ちを読み取る機会も奪われ過ぎました。感染防止のためではなく、未だにマスクが外せない子どもたちも少なくありません。国が推す「主体的・対話的で深い学び」以前に、他者との関わり不足から起こるトラブルや「いじめ」事案の増加の対応に翻弄され、経験不足を補うための育て直し、目標や課題の再設定が喫緊の課題となっています。

また、アフターコロナでより深刻化している不登校や、始業時間が過ぎてもなかなか登校出来ず、毎日大幅な遅刻を繰り返す、あるいは登校しても教室には入れない別室登校の児童・生徒の増加は、もはや各学校での努力で対処できる域をとうに越えています。本市が昨年度中学校、今年度小学校で緊急に設置された「サポートルーム」や自校通級教室の拡大など、ご尽力いただいておりますことには感謝申し上げますが、解消へはほど遠い状況です。

これらの諸問題に加え、全国的に深刻化し日々マスコミも報道するようになった、教員不足による「学校に穴があく」教員未配置問題など、根本的、構造的な改革が待ったなしの状況です。

私たちは、神戸の子どもたちが楽しく学校生活をおくり、確かな学力を身につけ、人間として豊かに育っていく教育をすすめるために活動しています。また同時に、私たちは、現場で働く教職員が、健康で生き生き働き続けることのできる労働条件や職場環境の充実をめざしてとりくんできました。

この度、学校現場の切実な願いや要求を集約し、要求書としてまとめましたのでお届けします。今回は数ある要求の中から緊急かつ重点的なものに集約しました。どうか私たちの切実なる声に耳と心を傾けていただきますようお願いいたします。

# Ⅰ. 諸権利・労働条件

1. 労働基準法、県の勤務時間条例・勤務時間の適正化通知などに定められた1日7時間45分、週38時間45分勤務の確立に向けた条件整備や指導を徹底すること。
  - (1) 「教育大綱」に掲げた「教員の多忙化」問題の解消に向け、引き続き具体的な方策を進め、教職員の超過勤務時間の縮減に努めること。
  - (2) 教職員の勤務時間の把握は使用者の責任であること(H.18.4.3文科省通知)を明確にすること。
    - ① ICカードの導入により、把握が可能になっている教職員の勤務実態の内容を踏まえ、慢性化・日常化している長時間過密労働の解消にとりくむこと。
2. 長時間過密労働の解消をめざし、「時間外勤務を命じない」原則を堅持したうえで、実際におこなった時間外勤務に対する手当が支給される制度を構築するために、給特法の改正と教職員の大幅増を国に強く求めること。
3. 労安法や県教委通知「学校等における職員の安全衛生管理体制等の整備について」(H12.1.4)にもとづき、次の措置を実現すること。
  - (1) 全職場に「労働安全衛生委員会」等を設置し、職場環境に関する教職員の意見が反映されるように、必要な措置を講ずること。
    - ① 50人以上の対象職場には、労働安全衛生委員会を設置するよう指導と援助を強めること。
    - ② 「中学校ブロック」(幼・小・中)を単位とする安全衛生体制の確立を検討すること。
  - (2) 専任の産業医、衛生管理者を各職場に配置するための体制づくりをさらにすすめること。
4. 宿泊行事前後の勤務の割振りについては、事前に職員に提示し児童生徒の休業日とあわせて必ず割り振りをおこなうよう学校長を指導すること。特に修学旅行等の夜間の業務については「手待ち時間」とみなし、労働時間として扱うこと。
  - (1) 割振りが取得できる期間を、現行の4週以内から16週に延長すること。
5. 長期休業中の日番は、直ちに廃止するよう、校長会や各校長に伝えること。
6. 学校閉校日の増加にともない、夏季休暇の日数を7日以上に延長すること。
7. 暫定再任用制度について、賃金を抜本的に改善すること。当面、次の点について改善を急ぐこと。
  - (1) 賃金の支給率について、管理職が再任用となる場合と同等にすること。
  - (2) 一時金の支給月数は正規教員と同様にすること。
  - (3) 諸手当の支給についても同様にすること。
8. 定年前再任用短時間勤務の賃金についても、暫定再任用制度と同じく改善をおこなうこと。
9. 臨時的任用教職員には、辞令発令時に直接本人に給与・勤務条件等について、文書で明示し説明すること。

10. 教職員の権利の侵害に対して、改善・是正をはかること。
  - (1) パワハラ・セクハラに対しては、敏速かつ厳正に対処すること。
  - (2) 会計年度職員に対する超過勤務の実態をつかみ、その改善にむけて管理職に指導すること。
11. 教職員の未配置を解消する抜本的かつ早急なとりくみに全力をあげること。
  - (1) 文科省に対しては、「学級編成基準を見直し、さらなる定数改善」「教職員定数の基準見直し」「教育予算の増額」「給特法の見直し」等を要望すること。
  - (2) 学校現場が魅力ある職場になるよう「国の少人数学級施策の先行実施」等あらゆる施策に早急にとりくむこと。
  - (3) 非正規教職員や定年延長該当者が働きやすくなるよう、賃金・権利等の待遇改善をさらにすすめること。
  - (4) 早期退職する教職員の理由を把握し、具体的な対策を講ずること。
  - (5) 途中退職や休職に備えて、プール制などの抜本的な対策を講ずること。
12. 事務・権限の移譲にともない教職員の諸権利や労働条件が後退した部分（介護休暇や子の看護休暇の要件等）に対しては早急に制度を整え、県同様のものに戻すこと。
13. 他府県からの現職枠で採用された教職員の採用年度の6月の期末勤勉手当を、県同様に全額支給できるよう他府県の教育委員会と連携をはかること。

## II. 定員等

1. ゆきとどいた教育のための少人数学級の早期実現を国に強く要望すること。
  - (1) 国の責任による35人学級を中学校・高等学校の全学年への拡大、次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の早期策定、義務標準法及び高校標準法改正による学級編成基準の引き下げ、小・中学校全学年での30人学級の実施、また、特別支援学級の6人学級を文科省に要望すること。当面、神戸市独自の予算で実施すること。
2. 定数内臨時採用を解消し、正規の教職員を配置すること。

## III. 福利・厚生

1. 生活習慣病特別健康診断の検査項目を充実させること。
  - (1) 血液検査に抗体検査(C型肝炎・B型肝炎)を加え、便潜血反応、骨量検査、がん判定(肺がん、胃がん等)直接撮影等、検査項目をさらに充実させること。当面、C型肝炎・B型肝炎についてはすべての希望者に受診させること。
  - (2) 医療相談機関を拡充すること。
  - (3) 検診の結果に基づき、再受診・治療をする場合は勤務の軽減等の適切な措置がとれるようにすること。

2. 年度始めにおける臨時的任用教職員へ公立学校共済組合員証等の発行を、迅速におこなうこと。
3. 教職員の福利厚生における諸条件を後退させないこと。

## IV. 研 修

1. 長期休業中は、自己の研鑽のための研修が、幅広くおこなえるよう積極的に奨励・支援すること。
2. すべての研修の量をつかみ現場の負担を減らすこと。
3. 研修履歴を簡略化すること。また、研修履歴を人事評価の対象としないこと。

## V. 施設・設備・教育条件

1. 特別教室のエアコン設置を早急に完了させること。
2. 教育としての給食をすすめ、学校給食を抜本的に改善・充実させること。
  - (1) 給食費の保護者負担をさらに軽減すること。
  - (2) 給食の地産地消化をすすめること。
  - (3) 始業式・終業式の日給食はおこなわないこと。
3. 桜の宮小中学校分校の教育施設の改善をおこなうこと。
  - (1) 運動場または、体育のできる場の設置。
  - (2) 図書費の新設。

## VI. 教育内容・制度

1. 憲法・子どもの権利条約に基づく教育行政をすすめること。
2. 「教育のICT化」やオンライン教育が子どもと教育に与える負の影響を慎重に検討し、GIGA端末使用の強制などをおこなわないこと。
3. タブレットでのドリル学習は、各学校の裁量に任せること。
4. GIGA端末に時間制限を設けるなど、適正にGIGA端末が使用できるように設定すること。
5. 「神戸市人事評価制度」を賃金にリンクさせないようにすること。
  - (1) 評価結果は、口頭ではなく文書で本人（被評価者）に伝えること。
6. 「自然学校」「トライやるウィーク」「わくわくオーケストラ教室」などの行事を神戸市独自で見直すこと。当面、これらの事業については、実施の是非も含めて、学校現場での十分な論議を保証し、それぞれの学校や地域の実態に合わせた弾力的な実施を認めること。
7. 真に子どもたちの豊かな個性をのばす活動として、中学校の部活動の地域委託をすすめること。
  - (1) 教職員の負担軽減につとめること。

8. 学校の教育課程編成にあたって、次の点に留意すること。
  - (1) 教育課程の編成は、子どもや地域の実態に応じ、各区の校長会等のトップダウンで決めることのないよう、各学校が主体的におこなうべきものであることを尊重すること。
9. 不登校、発達障害など、子どもの発達に関わる問題に対する専門機関を拡充すること。
  - (1) 小中学校の登校支援をより一層充実させること。
  - (2) 特別な支援を要する児童・生徒が在籍する通常学級へ必要な教員を配置し、巡回相談などを拡充すること。
  - (3) 通級指導が必要な児童・生徒が全員通級指導を受けられる体制を整えること。
10. 障害がある子どもすべてに豊かな発達を保障すること。
  - (1) 特別支援学級を充実させ、障害の種別に応じた特別支援学級の設置をすすめること。
  - (2) 特別支援充実加配を拡充すること。
  - (3) 特別支援学級にも特別支援学校と同等の介助員を配置すること。
  - (4) 特別支援学校がセンター機能を果たすために、別枠で教員を配置すること。
  - (5) 児童生徒数の増加にともない、特別支援学校を増設し、身近な地域で障害に応じた専門的な教育が受けられるようにすること。
11. 世界に誇る非核「神戸方式」や非核平和都市宣言を、広く市民、子どもたちにその意義を知らせるための措置を引き続き実施すること。
12. 自衛隊による中学生の勧誘をおこなわせないこと。
  - (1) 自衛隊への「トライやる・ウィーク」をおこなわないこと。

# 専 門 部 要 求

## 【養護教員部】

1. 特別支援学校および12学級以上の学校には複数の養護教諭を配置すること。
  - (1) すでに複数配置されたところについては、一定の児童数減が生じても、直ちに引き上げることのないようにすること。
2. 1学期の繁忙期に、有資格者の補助養護教諭を配置し、労働軽減をはかること。
3. 秋の歯科検診について再考すること。当面、希望者及び歯科保健指導が必要な子どもを対象にすること。また、予防歯科の観点から、秋の歯科検診および良い歯の表彰の予算を歯科保健指導に充てること。
4. 日本スポーツ振興センター担当の事務補助者を、早急に市教委に配置すること。当面、災害給付にかかわる事務のうち、給付金の支給を直接保護者の口座に振り込むこと。また、加入申込み・掛金の徴収を教育委員会事務局が担当すること。
5. 栄養教諭を全校に配置すること。食物アレルギーがある児童・生徒への対応を栄養教諭とともにこなえるようにし、養護教諭の負担を軽減すること。
6. 保健室の施設・設備を充実すること。
  - (1) シャワー、足洗い場、汚物処理等の設備を充実させること。
  - (2) 各教室へ直接連絡できるインターフォンを設置すること。

## 【女 性 部】

1. 学期途中で産休に入る予定の教員には、前もって学期初めから補助職員を配置する先読み加配を年度始めだけでなく、2，3学期にも拡充すること。
2. 妊娠中の教員の体育実技負担軽減のための補助教員配置期間を夏季プール指導期間だけでなく、運動会・体育会終了まで延長すること。
3. 妊娠障害休暇の取得期間を3週間程度に増やすこと。
4. 妊娠判明時から産前休暇前まで、妊娠負担軽減制度を導入すること。
5. 小規模校や特別支援学級がある学校には、プール補助員を配置すること。
6. 産前・産後休暇、育児休業を行使する全対象者に代替教員との引継期間を3日間保障すること。
7. 育児休業取得者の昇給延伸の復元をはかること。
8. 育休取得に伴い生ずる昇給・勤続年数・免許の上進などの不利益を是正すること。
9. 年度途中の保育所入所ができるよう、0歳児・乳幼児の保育施設、定数、保育士増員など、今後とも受け入れ体制の整備につとめること。

## 【障害児教育部】

1. 特別支援学校の教育条件を整えること。
  - (1) 特別支援学校の専用スクールバスを希望者が全員利用できるよう必要数配置すること。また、添乗員が適切な介助ができるよう研修をおこなうこと。
  - (2) スクールバスの添乗員を確保すること。やむなく教員を充てる場合には、勤務の割り振りではなく、時間外勤務の手当てを支給すること。
  - (3) 広い運動場や体育館（雨天体操場）、特別教室を確保し、過密の解消をおこなうこと。
  - (4) エアコンは、体育館を含め全館完備すること。
  - (5) 震災や火災に十分に対応できる施設（避難路および避難スペースの確保）、設備（光熱設備等）の充実をはかること。また、障害者や障害児が避難所として活用できるように設備を充実させること。
  - (6) トイレの増設・改修および温水便座、温水シャワーを設置すること。
  - (7) すべての特別支援学校に図書室・コンピュータールームを設置すること。特に、図書室は必ず確保するよう努めること。
  - (8) 「くつろぎ室」等、子どもの情緒の安定を確保するための部屋を設置すること。
2. 特別支援コーディネーターについては、教員の負担を軽減し、在籍児童の指導へのしわよせをなくすため、その専門性を発揮するためにも、定数の枠外で配置すること。
3. 通級指導教室を増設し、教職員を増員すること。
4. 新しい個別の指導計画などトップダウンで制度を導入するのではなく、現場の声を聞き事前の相談や試用期間等を設けてとりくみをすすめること。
5. 特別支援学級・学校の教科書選択の方法を見直すこと。
  - (1) 一般図書の閲覧会場を増やすこと。また、閲覧本の部数を増やし選択しやすくすること。
  - (2) 閲覧本の一覧表の開示を早めること。
  - (3) 一般図書の選書を見直すこと。当面、どのような教科書が必要なのかを調査し、選書数を大幅に増やすこと。
  - (4) 類型に合わせた学習計画をすすめていくのであれば、類型に合わせた統一教科書を選択肢として用意すること。
6. 特別支援学級の児童・生徒数、学級数が増えている学校においては、特別支援学級別ではなく特別支援学級内の学年別での会計処理も選べるように「特別支援学級経営の手引き」を変更すること。
7. 訪問教育や進路指導で自家用車を使用した場合の駐車場代を補償すること。また、タクシーの使用を認めること。

## 【青 年 部】

1. 臨時的任用教職員の身分と待遇を改善し、勤務の実績を採用試験に生かすこと。
  - (1) 正規採用を望んでいる臨時的任用教職員を、長期にわたって臨時的に任用することをやめること。
  - (2) 臨時的任用教職員の実績を正当に評価し、選考試験に反映させること。
  - (3) 任用期間前に会議等で勤務しなければならない年度初め等の任用においては、実際に勤務を始めた日にさかのぼって辞令を交付すること。
  - (4) 会計年度任用職員の待遇を改善すること。
2. 2、3年目の研修にも後補充をつけるか、研修をオンライン化すること。
3. 住居手当を県並みに増額すること。
4. 産育休における代替要員を確実に確保すること。
5. 子の看護休暇の拡充、充実をはかること。
  - (1) 「子育て休暇」という名称に変更すること。
  - (2) 学校行事や参観への参加も適用できるようにすること。

以 上